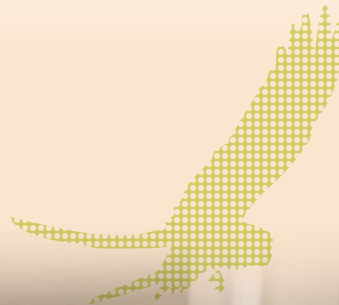


互いに認め合う 共生社会



障害のある人となない人が地域社会で「共生」し、一人一人の個性と多様性が尊重される共生社会の実現が求められています。
誰もが「自分らしく」生活するためにできることを考えてみませんか。

☎ 障害福祉課 (☎ 824・1181、FAX 826・1860)



12月3日から9日は 「障害者週間」

広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に設けられています。



身体障害者補助犬を 知っていますか？

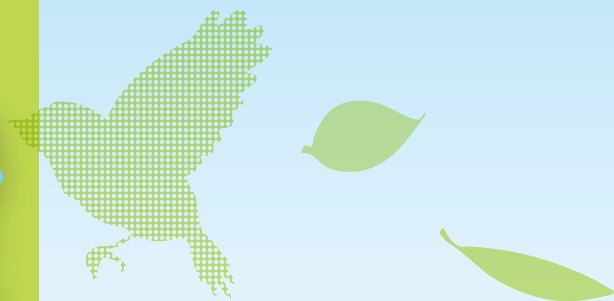
補助犬とは、目や耳や手足が不自由な人のお手伝いをする、盲導犬、介助犬、聴導犬のことです。体の不自由な人の体の一部として活躍しています。

身体障害者補助犬法では、補助犬を同伴している人を公共機関や公共施設、スーパーマーケットやレストラン、ホテルなどは拒んではならないと定められています。

また、店や施設が「補助犬を同伴した人を快く受け入れます」という気持ちを表すことのできる“補助犬マーク”が作られています。店や施設は、このマークを入り口など、目立つ場所に掲げて、補助犬を同伴した人を温かく迎えましょう。



共に生き 助け合う社会に



ふれあいキャンペーン

市は障害者団体と協力して**街頭キャンペーン**を実施します。

日時 12月5日 (火)

午後1時30分

場所 寝屋川市駅前

内容 障害者作業所で制作した物などの配布を通じて啓発活動を行います。

問い合わせ 障害福祉課

インタビュー



石橋 奈美さん
(池田西町)

「ウルパ」はかけがえないパートナー

石橋奈美さん(46歳)は、介助犬「ウルパ」(7歳、雄)に支えられて日常生活を送っています。介助犬の仕事や身体障害者の社会参加に果たす役割について、石橋さんに聴きました。

ウルパは、筋肉の力が低下するなどの症状で車いす生活を送る石橋さんのパートナーとなって5年。仕事は、石橋さんが「テイク」(英語で「取って来て」の意味)と呼び掛けるのに応えて、必要な物や落ちてしまった物を拾って来ることなどです。中でも、体調が急変するおそれのある石橋さんにとって、万一のときに関係先へ知らせる携帯電話を持って来てもらう重要な役割があります。

「ウルパが来る前は、看護師さんらが訪ねてくるまで倒れたままだったことも。普段の生活で安心感が違います」と石橋さんは強調します。

さらに、「調子が悪くてイライラしていても、つばらな腫で見返されると収まってしまふ」と心を通わせ、癒してくれる存在になっっています。石橋さんに発作が起きて体の震えが止まらないとき、ウルパは足の上に乗って抑えようとしたこともあったそうです。

買い物などで外出するときは、「介助犬」と書かれたケープを着けて同伴します。以前は入店を止めようとするところもありましたが、厚生労働省が作った身体障害者補助犬法のパンフレットを見せて説明し、理解してくれるスーパーやコンビニが増えてきました。ただ、中には分かたもらえなかった店もあるそうです。

「ウルパと訓練を始めた頃、久々に外出して空を見上げ、「こんなに青かったんだ」と感動したことが忘れられない。補助犬によってたくさんの障害者が社会参加できるようになりました。補助犬のことを多くの人に是非理解してもらいたい」と訴えていました。



* 就労支援 * 共に働く

—— 障害があっても働きたい人、
応援したい家族、障害者雇用を検討している企業の皆さん、
生の『声』を聴いて、一緒に考えませんか？——

日時 11月7日(火)

午前10時～午後3時30分

場所

市立保健福祉センター5階

内容

就職者の体験発表、模擬面接会
※模擬面接会(定員30人)のみ
事前申込が必要

申込 当日直接

会場 障害福祉課

障害のある人が働くためにどんな準備をしたらいいか、どこに相談すればいいかなど、障害のある人の就労について知ってもらうイベントを毎年行っています。

イベントでは、障害がありながら、就職して働いている人の仕事についての発表や、模擬面接会を行います。就労を希望する障害のある人だけでなく、障害者の雇用を検討している企業や、自立を応援したいと考えている家族の人も、是非参加してください。

就労を支援する機関、就業・生活支援センター、ハローワーク枚方、就労移行支援事業所、精神科医療機関、障害者相談支援事業所、支援学校、産業振興室、障害福祉課が協力して行っています。

エル・ガイダンス



就労のための訓練などを希望する人や家族は、一度相談に来てください。



障害福祉課では、就労を希望する障害のある人が仕事を体験する機会として、市役所内で仕事をしてもらう庁内実習を実施しています。

清掃や印刷、文書整

理、ホッチキス止めなどの事務仕事を体験しています。

仕事を通して責任を持って働くことや自分の得意な仕事、不得意な仕事を感じてもらう機会になっています。

庁内実習

参加者の声

- 朝から夕方までの長時間仕事をするのが目標で、休まずにできてよかった。
- 作業を終えたことで、自分でも求められる人になれるんだと自信がついた。

- 適度に種類の違う作業が用意されていて、同じ作業が続くとしんどい自分にはよかった。今後この実習を参考にして就活をしていきたい。
- 緊張感のある中で作業ができて、いい経験になった。
- 作業所で身に付けていた知識を実際に試してみることができてよかった。



意思疎通支援事業

聴覚又は言語機能の障害のある人が、市役所の手続きや病院での診察時など、意思疎通を図る上で支障があるときに、手話通訳者や要約筆記者を無料で派遣しています。

要約筆記とは、文字を使って話の内容をその場で伝える文字通訳です。手書き要約筆記とパソコン要約筆記があります。

聴覚又は言語機能の障害で身体障害者手帳を持っていて、手話通訳や要約筆記を利用したいと考えている人は、障害福祉課へ問い合わせてください。



手話奉仕員養成講座を開催

初めて手話を学習する人を対象に、手話奉仕員養成講座を開催しています。4月から翌年3月まで42回、約1年を通して開催します。入門課程・基礎課程があり、手話で、あいさつ、自己紹介、簡単な日常会話ができることを目標にしています。

今年度は、朝の部は毎週木曜日午前10時から市総合センター2階で、夜の部は毎週木曜日午後7時から市立保健福祉センター5階で行っています。

講座が始まって約6か月、受講生の皆さんは、聴覚障害者の講師と手話で楽しく話をしています。

募集は年1回、毎年4月頃で、広報誌などでお知らせする予定です。興味のある人は、是非参加してください。



寝屋川まつりのステージでの手話通訳の様子



手話奉仕員養成講座の様子



要約筆記体験講座を開催

手書き要約筆記とパソコン要約筆記のどちらも体験できます。

今年度は平成30年1月に開催します。参加募集について詳しくは広報ねやがわ12月号に掲載予定です。



手話通訳や
要約筆記に
挑戦しませんか？

手話通訳や要約筆記を必要とする人のところに派遣され、通訳などを実施する**手話通訳・要約筆記登録者**を募集しています。
募集について、詳しくは広報ねやがわ12月号に掲載予定です。

身体障害者福祉センター

身体障害者手帳を持っている人、難病の人が、通所で、創作的活動（書道・手芸・絵画・生け花）に取り組める場として、また訓練（機能訓練、リハビリ体操）の場として、健やかな地域生活を送ることができるよう支援します。東障害福祉センターでも同様の支援をしています。

場 所

市総合センター2階
市立東障害福祉センター

※活動や訓練の日時、申込方法などは障害福祉課、市立東障害福祉センターへ問い合わせてください。



使ってみたい人や
家族の皆さん、
見学にきてください!!

